

参考資料 ケアマネジメントの質の向上分科会について

○委員名簿

氏名	所属
◎ 佐藤 信人	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター 運営部長
橋本 泰子	大正大学 名誉教授
宮近 郁子	株式会社フクシア フクシア訪問看護ステーション 看護部長
高岡 里佳	医療法人財団緑秀会田無病院 医療福祉連携部部长
羽石 芳恵	野口株式会社介護ショップ ハーティケア 主任介護支援専門員・看護師
○ 千葉 明子	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
大川 潤一	国立市健康福祉部 地域包括ケア推進担当課長
阿部 吉勝	北区健康福祉部介護保険課給付調整係主査
伊藤 重夫	多摩市健康福祉部高齢支援課長
横手 裕三子	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長（平成 25 年 7 月 15 日まで）
榊 美智子	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長（平成 25 年 7 月 16 日より）

◎：分科会長 ○：分科会長代理

オブザーバー

新田 裕人	東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長
-------	-----------------------

○検討経過について

回数	開催年月日	主な検討事項
第 1 回	平成 25 年 7 月 8 日	(1) ケアマネジメントの質の向上分科会について (2) 第 1 回地域ケア会議推進部会の報告 (3) ケアマネジメント評価ガイドラインについて
第 2 回	平成 25 年 8 月 19 日	(1) 第 2 回地域ケア会議推進部会検討状況報告 (2) ケアプラン評価ガイドライン作成にあたっての論点整理について
第 3 回	平成 25 年 11 月 12 日	(1) ケアプラン点検と地域ケア個別会議の整理 (2) 「モニタリング支援シート」「ケアプラン確認シート」「地域の課題発見シート」について (3) ケアプラン評価ガイド（案）について
第 4 回	平成 26 年 3 月 6 日	(1) ガイドライン（案）について (2) ガイドラインの普及について

東京都高齢者保健福祉施策推進委員会設置要綱

平成24年4月20日

24福保高計第23号

改正 平成25年6月21日

25福保高計第34号

(目的)

第1 東京都における高齢者保健福祉施策の推進を図るため、東京都高齢者保健福祉計画等の進行管理、介護保険制度の検証及び介護保険制度全般にわたる適正化の検討等を行う東京都高齢者保健福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 高齢者保健福祉計画等の進行管理及び分析に関すること。
- (2) 介護保険制度の検証及び国提案に関すること。
- (3) 介護給付適正化に関すること。
- (4) 高齢者居住安定確保計画（福祉分野）の検討に関すること。
- (5) 介護保険財政安定化基金に関すること。
- (6) 地域ケア会議の推進に関すること（ケアマネジメントの質の向上に関すること。）。)
- (7) 高齢者等の地域における見守りに関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成し、東京都福祉保健局長（以下「局長」という。）が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から平成27年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者が委員長代理としてその職務を行う。

(委員会の招集等)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、第3に掲げる者のほか、有識者等に委員会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第7 委員会に、その検討を補佐するため専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員会が定める事項について調査・検討する。

3 部会の委員は、別表2に掲げる委員構成に従い、東京都福祉保健局高齢社会対策部長が指名する。

4 部会に、委員のほかに専門委員を置くことができる。

- 5 部会の委員及び専門委員は、委員長が指名する委員をもって充て、局長が委嘱し、又は任命する。
- 6 部会の委員の任期は委嘱し、又は任命した日から部会の終了の日までとし、専門委員は委嘱し、又は任命した日から別途定める日までとする。
- 7 部会の委員に欠員が生じ新たに委員を委嘱し、又は任命した場合、新任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

- 第8 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
 - 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代行する。

(部会の招集等)

- 第9 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、第7に掲げる者のほか、有識者等に部会への出席を求めることができる。

(分科会)

- 第10 部会における検討事項のうち、専門的な検討を行うための分科会を置く。
- 2 分科会は、部会が定める事項について調査・検討する。
 - 3 分科会の委員は、別表3に掲げる委員構成に従い、東京都福祉保健局高齢社会対策部長が指名する。
 - 4 分科会に、委員のほかに専門委員を置くことができる。
 - 5 分科会の委員及び専門委員は、部会長が指名する委員をもって充て、局長が委嘱し、又は任命する。
 - 6 分科会の委員の任期は委嘱し、又は任命した日から分科会の終了の日までとし、専門委員は委嘱し、又は任命した日から別途定める日までとする。
 - 7 分科会の委員に欠員が生じ新たに委員を委嘱し、又は任命した場合、新任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分科会長)

- 第11 分科会に分科会長を置き、分科会長は分科会の委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 2 分科会長は、分科会の会務を総理する。
 - 3 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代行する。

(分科会の招集等)

- 第12 分科会は、分科会長が招集する。
- 2 分科会長は、必要があると認められるときは、第10に掲げる者のほか、有識者等に分科会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

- 第13 部会に、その検討を補佐するためワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、部会が定める事項について調査・検討する。
 - 3 ワーキンググループの委員は、部会の中から、部会長が指名する。

(報告)

第14 委員会は、報告書を作成したときは、その結果について、各区市町村に報告するものとする。

2 委員会は、必要に応じて、検討の経過について各区市町村に報告することができる。

(委員会、部会及び分科会の取扱い)

第15 委員会、部会及び分科会に係る資料は、原則として非公開とする。

2 委員会の委員及び有識者等、部会の委員、専門委員及び有識者等並びに分科会の委員、専門委員及び有識者等は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第16 委員会の庶務は、東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課において処理する。

(委員への謝礼の支払)

第17 委員会、部会又は分科会（以下「委員会等」という。）に出席した委員に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した委員会等への出席に対する謝礼の総額を、翌月の末日までに支払うものとする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する

別表3 「東京都高齢者保健福祉施策推進委員会分科会」構成

ケアマネジメントの 質の向上分科会	委員	東京都	福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
		保険者	区市町村職員
		保険者	区市町村職員
		事業者団体	公益社団法人東京都看護協会 会員
		介護支援専門員	主任介護支援専門員
		介護支援専門員	主任介護支援専門員
		医療機関職員	
		地域包括支援 センター	地域包括支援センター職員
		学識経験者	
		学識経験者	

保険者と介護支援専門員が共に行う
ケアマネジメントの質の向上ガイドライン

- 登録番号（26）92
- 初 版 第一刷 平成26年3月発行
第 二 版 第一刷 令和6年11月発行
- 発 行 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5320-4279